

# 理解と信頼を得る攻めの法人経営に向けて 社会福祉法人の財務運営に求められていること

公認会計士渡部博事務所 所長 渡部 博

前号に続き、社会福祉法人制度の見直しの議論に関して、その概要とそれぞれの法人の財務を含めた法人運営上、何をなすべきかについて、お話しいただいた内容をご紹介します。

## 財務運営に関する現状分析

社会福祉法人の財務運営に求められていることを考へるには、現在の状態を把握しておく必要があります。

まず、財務運営の内的環境の「弱み」については、①役員報酬を支出しても良い事になつていて、支給基準が定められていないこと、②自立的な経営が認められているにもかかわらず、財務計画が定め

られていないこと。(ここでいう財務計画は単年度ごとの予算ではなく中・長期の計画をいう)、③公益法人であるにもかかわらず財務諸表を公開していないこと、が挙げられます。

## 社会福祉法人のお金の使い方 (財務規律)の確立について

次に外的環境の「脅威」については、①内部留保を蓄積し社会還元していいないといわれていること、②これまで非課税扱いとされてきた法人税等について、非課税を見直し課税することが検討されていことが挙げられます。

では、これらの「弱み」を「強み」に変えるにはどのようにしたらよいでしょうか。

まずは、合理性のある役員報酬基準等を作成する等によって適正かつ公正な支出管理を行うこと、

次には中長期財務計画を作成し余裕財産を明確化すること、そして財務諸表を積極的に公開し経営内容の透明化を図ることが考えられます。

また「脅威」を「チャンス」に変えるには、仮に余剰資金があるのであれば地域公益活動に使えるような仕組みを考えること。これは、現在、様々な制限があつて地域公益活動にお金が使えない仕組みを変えていくことです。また、法人税課税・非課税の議論は今後も続していくと想定され、一般企業になくて社会福祉法人にある優位性をより発揮して非課税が継続されるようにしていくことが考えられます。

もう一つは、これまで事業で得た利益は、既存施設の修繕や建て替えのほか、新たな施設の建設、定員の拡大のための施設整備費用として使うことができましたが、これを既存施設の修繕や建て替えのみに限定し、定員の拡大や新たな社会福祉事業の施設整備への着手には使えなくしようという内容で議論されていることです。

これは最終的な結論はまだ出ていませんが、得た利益を社会福祉事業の拡大に使えないとなると、いませんが、得た利益を社会福祉事業の拡大に使えないとなると、事業の転倒な話です。

## 余裕財産の明確化と 地域公益活動への再投下

では、余裕財産をどのように明

ここで留意すべきは、明確化した余裕財産は地域公益活動に「使つてよい」ということではなく、「使わなければならない」ということになっていることです。

このことには2つの課題があります。



講演する渡部 博氏

■ 社会福祉法人経営セミナー  
■ 社会福祉法人の財務運営に  
求められていること

■ 社会福祉法人の財務運営に  
求められていること  
〔③必要な運転資金〕について

そこで、そうして算出した「再  
投下対象財産」を、地域公益事業  
のために使わなければならぬ  
という議論がされています。

「③必要な運転資金」について

ここで留意しなければならない  
のは、「②再生産に必要な財産」  
です。

今回いわれている「②再生産に  
必要な財産」は、既存の施設の大  
規模修繕や建て替えと設備などの  
更新に必要な積立金に限定され、  
定員の拡大や新規社会福祉事業へ  
の着手に必要な積立金は認められ  
ていません。

また、大規模修繕や施設の更新  
のための積立金についても、補助  
金の活用や福祉医療機構からの借  
り入れを前提とした額として実際  
の積立額を抑え、その分再投下対  
象財産が多くなるようにしようと  
いうことが考えられています。

さらに、使用計画の無い積立金  
等の資産は遊休財産とされ、「再  
生産に必要な財産」とはみなさな  
いということが考えられています。

そこで、そうして算出した「再  
投下対象財産」を、地域公益事業  
のために使わなければならぬ  
という議論がされています。

「③必要な運転資金」について

確化するかですが、内部留保から、  
①社会福祉法に基づく事業に活用  
している不動産等②再生産に必要  
な財産③必要な運転資金を差し引  
いたものを余裕財産〔「再投下対  
象財産」〕としています。

ここで留意しなければならない  
のは、「②再生産に必要な財産」  
です。

今回いわれている「②再生産に  
必要な財産」は、既存の施設の大  
規模修繕や建て替えと設備などの  
更新に必要な積立金に限定され、  
定員の拡大や新規社会福祉事業へ  
の着手に必要な積立金は認められ  
ていません。

また、大規模修繕や施設の更新  
のための積立金についても、補助  
金の活用や福祉医療機構からの借  
り入れを前提とした額として実際  
の積立額を抑え、その分再投下対  
象財産が多くなるようにしようと  
いうことが考えられています。

さらに、使用計画の無い積立金  
等の資産は遊休財産とされ、「再  
生産に必要な財産」とはみなさな  
いということが考えられています。

そこで、そうして算出した「再  
投下対象財産」を、地域公益事業  
のために使わなければならぬ  
という議論がされています。

「③必要な運転資金」について

も、事業継続に支障が出ないよう  
な規模の具体化が検討されています。  
国は、これらの見直しを平成  
27年度中に法制化し、平成28年度  
から始めようとしています。

### ■ 適正かつ公平な支出管理

このように、平成28年度からは  
お金の使い方が窮屈になることが  
見込まれていますが、あわせて、  
適正かつ公平な支出管理が求めら  
れることとなります。

ここでのポイントは3つあります  
す。

まず、今回の見直しは公益法人  
改革と同様、いわゆる遊休財産の  
保有制限を設けることが考えられ  
ており、財務規律という名目で遊  
休財産（余裕資産）を整理しよう  
としていることが一つ目です。

また、そのようにお金の使い方  
が窮屈になることに對し、そのた  
めの事務量が増えることから、そ  
の分、役員報酬を増やそう、ただ  
し、あらかじめ役員報酬基準を明  
確に定めましょうという視  
点目です。

そこで、そうして算出した「再  
投下対象財産」を、地域公益事業  
のために使わなければならぬ  
という議論がされています。

当に利益を与えないということが  
三つ目です。

非営利法人では、特定の個人が  
経済的支配をしてはいけないこと  
となっています。利益配分とみな  
される役員報酬の支払いや関係者  
に対する利益供与は、特定の者の  
みに利益を供する行為であり、非  
営利性の実践とは相反する行為と  
見なされます。

### ■ 財務諸表を含めた情報公開 について

すでに今年度から通知により財  
務諸表等の公開が始まり、平成28  
年度からはこれが法定化され、財  
務諸表や現況報告書に加え、役員  
報酬の基準や、役員報酬の総額も  
公開すべきものとなる予定です。

それは、公益性、公共性の高い  
非営利法人である社会福祉法人  
は、広く国民にその運営状況を説  
明する責任があるだろうという視  
点からです。

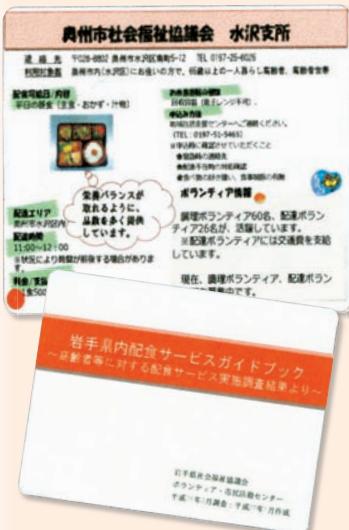
ここで留意しなければならない  
のは、「閲覧」と「公開・公表」  
は違うものだということをきちんと  
理解していたくことです。「閲  
覧」に關しては、平成12年から  
すでに取り組んでいることですが、  
いま、進めようとされているのは  
「公開」です。

## 社会福祉法人の財務運営に関する現状分析

内的環境	弱み	強み
	①役員報酬基準、関係者への特別利益供与禁止規程等がない ②財務計画のない法人の割合が47.3% ③財務諸表を公開していない法人が47.6%	①適正かつ公正な支出管理（透明性と合理性のある役員報酬基準等） ②中長期財務計画による余裕財産の明確化 ③財務諸表の公開による経営内容の透明化
外的環境	脅威	チャンス
	④内部留保を備蓄し社会還元していない ⑤社会福祉法人の法人税課税の検討	④福祉サービス、「地域公益活動」の増進 ⑤実のある公益性・非営利性の推進による差別化（法人税非課税の継続）

閲覧というのは、福祉サービス  
の利用を希望する者、あるいはそ  
の利害関係者の求めに応じて見せ  
ることで、公開というのは、制限  
を設げずに広く納税者である国民

## 「岩手県内配食サービスガイドブック」作成



## 岩手県社協ボランティア・ 市民活動センター

に見せることです。  
また、現況報告書において公開しなければならない項目として、地域の福祉ニーズへの対応状況、社会貢献活動にかかる支出を答えられる欄が加えられるとともに、積立て金については、積立て計画の有無や施設整備の場合の整備事由を記入する欄も加えられ、今後はさら 「役員区分ごとの報酬総額」 等も検討されています。

ネットを活用して自ら公表するこ  
とが義務化されました。

## ホームページ【すつぱりボランティアいわて】内で紹介

岩手県社協ボランティア・市民活動センターでは、県内の配食サービスの概要をまとめた「岩手県内配食サービスガイドブック」を作成しました。

金については、積立て計画の有無や施設整備の場合の整備事由を記入する欄も加えられ、今後はさらに「役員区分ごとの報酬総額」等も検討されています。

さらに報告書の様式はエクセル形式の様式に変更・統一され、所轄庁への提出のほか、インター

世の中の方々は、きちんと報酬を得て、責任を受けて事業を経営するのが当たり前だと考えていますが、社会福祉法人は、長い歴史の中でも、これまで無報酬でやつて

これら的情報公開によつて、一般の方々は社会福祉法人の役員の報酬がむしろ少ないのでないかと思われるのではないでしようか。世の中の方々は、きちんと報酬を得て、責任を受けて事業を経営

## 社会福祉法人への法人課税と社会福祉法人の今後の取組みについて

これまでもされました。ただこれまで、「見直しがのぞまい」という表現だったのが、平成26年6月の政府税調による報告では、「見直しが必要」という強い表現となりました。あわせて、介護事業など対価を得て行う事業は原則課税とする方向での見直しも検討が必要とされました。

181

一方、非営利性は、経済的支配をしないことです。

社会福祉法人には経済的持分はなく、それがゆえに配当もなく、残余財産は国庫等に帰属することとなっています。

26年6月の政府税調による報告では、「見直しが必要」という強い表現となりました。あわせて、介護事業など対価を得て行う事業は原則課税とする方向での見直しも検討が必要とされました。

平成27年度の税制改正では、課税は見送られる見通しですが、このことは、今後も、毎年議論されることです。

では、私たちはこのようなインコールフツティング論に何で対抗し、非課税を維持していくのでしょうか、そのポイントは、社会福祉法人の公共性と非営利性のつしかりません。

とを進めない。それを担保するの  
が理事会であり、実際の運営にお  
けるガバナンスということになり

うがないのではないか。したがつて、この現状をきちんと世の中に公表して、ガバナンス

一方、非営利性は、経済的支配をしないことです。

社会福祉法人には経済的持分はなく、それがゆえに配当もなく、残余財産は国庫等に帰属することとなっています。

言い換えれば、一部の関係者だけが利益を得るようなことではない。適正な支出管理をしなさい、ということです。そして、その働きに見合う役員報酬を支払いなさいということです。

今後は、この公共性と非営利性をしつかり担保し、実践していくことで一般企業との違いを明確化していくことが必要です。

あつて、一般企業にないものです。公共性とは何でしようか、それは人的支配をしないことです。

社会福祉法人は高い公共性が求められるがゆえに、設立時には所轄庁の認可、その後の監督が求められ、役員を自由に身内で固められない親族制限などの制約があります。それが故に非課税の恩恵を受けているのです。

対象者▽配食可能日と内容▽配達工  
リア▽配達時間▽料金と支払い方法  
▽お弁当容器の種類▽申し込み方法  
▽ボランティア情報などを、分かり  
やすく紹介しています。

この2つは、社会福祉法人に